

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年5月25日 |
| 【会社名】 | 岩井証券株式会社 |
| 【英訳名】 | Iwai Securities Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 沖津 嘉昭 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 |
| 【電話番号】 | (06) 6229-4600 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役業務本部長 笹川 貴生 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 |
| 【電話番号】 | (06) 6229-4600 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役業務本部長 笹川 貴生 |
| 【縦覧に供する場所】 | 岩井証券株式会社 東京支店 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目9番4号) 岩井証券株式会社 橿原支店 (奈良県橿原市新賀町235番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

1【提出理由】

当社は、平成22年5月21日開催の取締役会において、平成22年7月1日を効力発生日として、当社の金融商品取引業を完全子会社である「岩井証券設立準備株式会社」に承継し（以下、「本件吸収分割」といいます）、バックオフィス事業を完全孫会社である「コスモエンタープライズ株式会社」に承継し、また、完全子会社である「コスモ証券株式会社」の資産管理事業を当社に承継する吸収分割を行うことを決定し、本件吸収分割に係る吸収分割契約をそれぞれ締結いたしました。

このうち、本件吸収分割につきまして、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項（平成22年4月16日現在）

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|------------------|
| 商号 | 岩井証券設立準備株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 沖津 嘉昭 |
| 資本金の額 | 50百万円 |
| 純資産の額 | 50百万円 |
| 総資産の額 | 50百万円 |
| 事業の内容 | 金融商品取引業 |

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

岩井証券設立準備株式会社は、平成22年4月16日に設立されたため、臨時報告書提出日までに終了した事業年度はございません。

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| 大株主の名称 | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％） |
|----------|---------------------------|
| 岩井証券株式会社 | 100 |

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|--|
| 資本関係 | 当社が100%出資する子会社であります。 |
| 人的関係 | 当社の取締役6名が役員を兼任しております。 また、当社の監査役1名が監査役を兼任しております。 |
| 取引関係 | 取引関係はございません。 |

(2) 当該吸収分割の目的

金融市場における競争の激化等、経営環境は年々厳しさを増しているなか、当社は更なる発展を目指すべく、本年4月にコスモ証券株式会社の全株式を取得いたしました。そこで、当社グループの企業価値をより増大させるためのグループ組織について検討した結果、持株会社体制に移行することとなりました。

それにより、持株会社を中心に当社グループの経営戦略立案の強化、適正な経営資源の配分が可能となります。また、事業に専念できる執行体制の構築により、意思決定を迅速にし、経営環境の変化への対応が可能となります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、岩井証券設立準備会社を承継会社とする吸収分割であります。なお、平成22年6月29日に会社法第783条第1項の規定に基づき吸収分割契約承認株主総会決議を行います。

② 吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

岩井証券設立準備株式会社は、当該吸収分割に際して普通株式295,000株を新たに発行し、その全てを当社に交付する予定であります。

③ その他の吸収分割契約の内容

その他の吸収分割契約の内容は、後記の「吸収分割契約書」をご参照ください。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算出根拠

承継会社である岩井証券設立準備株式会社は、当社の完全子会社であることから、承継会社が分割会社である当社に交付する普通株式数については、両社が協議のうえ決定しており、第三者機関による算定は実施しておりません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|------------------|
| 商号 | 岩井証券株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 沖津 嘉昭 |
| 資本金 | 3,000百万円（予定） |
| 純資産の額 | 26,010百万円（予定） |
| 総資産の額 | 91,367百万円（予定） |
| 事業の内容 | 金融商品取引業 |

吸収分割契約書（その1）

岩井証券株式会社（以下「甲」という）と、岩井証券設立準備株式会社（以下「乙」という）は、甲の金融商品取引業（以下「本件事業」という）を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件吸収分割により、甲が本件事業に関して有する権利義務を乙に対して承継させ、乙はこれを承継するものとする。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収分割会社）

商号：岩井証券株式会社

（平成22年7月1日付で「岩井コスモホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪市中央区北浜一丁目8番16号

乙（吸収分割承継会社）

商号：岩井証券設立準備株式会社

（平成22年7月1日付で「岩井証券株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪市中央区北浜一丁目8番16号

第3条（承継する権利義務）

本件吸収分割に際して、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位の内容については、別紙「承継権利義務明細表」に記載するとおりとする。なお、当該権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件とする。また、承継する契約及びそれに基づく権利義務の承継に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。

2 乙が甲から承継する債務については、乙が免責的にこれを引き受ける。但し、会社法第759条第2項に基づき甲と乙との連帯債務となった債務がある場合、当該債務について甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができるものとする。

3 甲は、本件吸収分割に際して乙が承継する権利義務のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登記手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第4条（分割に際して交付する株式）

乙は、本件吸収分割に際して、普通株式295,000株を発行し、その全てを甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本件吸収分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額は、次の通りとする。

- (1) 資本金：2,950,000,000円
- (2) その他の資本剰余金：株主払込資本変動額より前号の金額を控除した額
- (3) 利益準備金：0円

第6条（株主総会による本契約の承認）

1 甲は、会社法第783条第1項に基づき、平成22年6月29日開催予定の株主総会において、本契約の承認を受けて本件吸収分割を行うものとする。但し、本件吸収分割の手続上の必要性その他の事由により、上記株主総会において本契約の承認を得ることができないときは、甲乙協議の上、別途株主総会の開催を検討するものとする。

2 乙は、会社法第795条第1項に基づき、平成22年6月29日開催予定の株主総会において、本契約の承認を受けて本件吸収分割を行うものとする。但し、本件吸収分割の手續上の必要性その他の事由により、上記株主総会において本契約の承認を得ることができないときは、甲乙協議の上、別途株主総会の開催を検討するものとする。

第7条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生じる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成22年7月1日とする。但し、効力発生日までに本件吸収分割手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（競業避止義務の免除）

甲は、本件吸収分割の効力発生後においても、本件事業に関し、会社法に基づく競業避止義務を負わない。

第10条（本契約の変更・解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは甲乙協議の上、本契約に定める分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲もしくは乙の株主総会の承認、法令に定める本契約の履行に必要な関係官庁等の許認可・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成22年5月21日

大阪市中央区北浜一丁目8番16号

甲：岩井証券株式会社

代表取締役 沖津 嘉昭

大阪市中央区北浜一丁目8番16号

乙：岩井証券設立準備株式会社

代表取締役 沖津 嘉昭

承継権利義務明細表

乙は、本件吸収分割により、効力発生日における甲の資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位のうち、以下に記載するものを承継するものとする。

1 承継する資産

次の各号を除いた全資産を承継する。

- (1) 別段預金及びこれに係る未収利息
- (2) 流動資産（本件事業に属するものを除く）
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産（本件事業に属するものを除く）
- (4) 長期差入保証金、長期前払費用及びその他の投資（本件事業に属するものを除く）
- (5) 長期保有目的の非上場有価証券（ロータス証券投資ファンド、ロータス証券株式を除く）
- (6) 甲が保有する自己の株式
- (7) 関係会社株式

2 承継する負債

以下に掲げる項目以外の全負債を承継する。

- (1) 承継しない資産に係る債務
- (2) 甲に属する役員退職慰労金に係る長期未払金（147,745,834円）
- (3) 一年内返済予定の長期借入金（450百万円）及び金融機関借入金（4,050百万円）
- (4) 本吸収分割の効力発生日前に成立した国税及び地方税の納付債務その他公法上の債務

3 承継する雇用契約等

(1) 雇用契約

効力発生日において甲に在籍し、本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約の一切

具体的に、承継対象となる雇用契約に係る労働者は、効力発生日現在、以下の部署に所属する労働者の全員である。

- ① 内部監査室
- ② コンプライアンス本部
- ③ 経営企画部 広報・IR課
- ④ 内部統制室
- ⑤ 財務部
- ⑥ 営業本部（但し、ホームページ管理室、西日本清算業務事務センター及び東日本清算業務事務センターを除く）
- ⑦ 引受・IPOセンター
- ⑧ 国際部
- ⑨ イワイ・リサーチセンター
- ⑩ 引受審査室
- ⑪ ディーリング本部
- ⑫ エクイティセンター

(2) その他

効力発生日において甲が岩井証券従業員組合との間で締結している労働協約の一切

4 承継するその他の権利義務及び契約上の地位

(1) 雇用契約等以外の契約上の地位

本件事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。但し、上記1及び2において除外されるもの及び不動産賃貸借契約、リース契約に基づくものを除く。

(2) 知的財産権

一切承継しない。

(3) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して取得している許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なもの

以 上